

議第 3 7 号

呉市旅館業法施行条例及び呉市公衆浴場法施行条例の一部を改正する
条例の制定について

呉市旅館業法施行条例及び呉市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

呉市旅館業法施行条例及び呉市公衆浴場法施行条例の一部を改正する
条例

(呉市旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 呉市旅館業法施行条例（平成 2 4 年呉市条例第 3 9 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で
示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業施設について講じるべき措置の基 準)</p> <p>第 6 条 法第 4 条第 2 項の規定により条例で定 める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) 共同の入浴設備について、次に掲げる 措置を講じること。</p> <p>ア ろ過器を設置する場合は、ろ過器 は、十分なるろ過能力を有し、洗浄又は ろ材の交換を行うことができるもの とするとともに、ろ過器の前に集毛器 を設けること。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清 潔にし、定期的に清掃及び消毒をする こと。</p> <p>カ・キ 略</p>	<p>(営業施設について講じるべき措置の基 準)</p> <p>第 6 条 法第 4 条第 2 項の規定により条例で定 める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>(5) 共同の入浴設備について、次に掲げる 措置を講じること。</p> <p>ア ろ過器<u>(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。 以下同じ。))を再利用するため、浴槽水中 の微細な粒子や繊維等を除去する装置を いう。以下同じ。)</u>を設置する場合は、 ろ過器は、十分なるろ過能力を有し、洗 浄又はろ材の交換を行うことができ るものとするとともに、ろ過器の前に 集毛器<u>(浴槽水を再利用するため、浴槽 水に混入した毛髪や比較的大きな異物を 捕集する網状の装置をいう。以下同じ。)</u> を設けること。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 洗い場、浴槽、貯湯槽<u>(原湯(浴槽の 湯を再利用せずに浴槽に直接注入される 温水をいう。以下同じ。))等を貯留する槽 (タンク)をいう。以下同じ。)</u>等は、常 に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を すること。</p> <p>カ・キ 略</p>

ク 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。），原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。），上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

ケ・コ 略

サ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

シ 循環配管を設置している場合において、サの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあつては、この限りでない。

ク 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯，原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。），上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

ケ・コ 略

サ 集毛器を使用している場合は、定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに、適切に消毒すること。

シ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

ス 循環配管を設置している場合において、シの規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合にあつては、この限りでない。

ス 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯，原水，上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上，連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には，1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い，その結果を検査の日から3年間保管するとともに，その写しを脱衣室その他の入浴者が見やすい場所に掲示すること。

セ オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし，これにより難い場合にあっては，回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに，回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

ソ・タ 略

チ～ニ 略

(6)・(7) 略

セ 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯，原水，上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上，連日使用している浴槽水は1年に2回以上（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には，1年に4回以上）規則で定める水質検査を行い，その結果を検査の日から3年間保管するとともに，その写しを脱衣室その他の入浴者が見やすい場所に掲示すること。

ソ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しないこと。ただし，これにより難い場合にあっては，オーバーフロー環水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに，回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

タ・チ 略

ツ 貯湯槽，配管等は，清掃が容易にでき，完全に排水ができるなど，生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。

テ～ネ 略

(6)・(7) 略

（呉市公衆浴場法施行条例の一部改正）

第2条 呉市公衆浴場法施行条例（平成24年呉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(施設の基準) 第4条 浴場業を営む者は，公衆浴場について，次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 略 ア・イ 略 ウ 浴場内は，次の方法により，換気，	(施設の基準) 第4条 浴場業を営む者は，公衆浴場について，次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 略 ア・イ 略 ウ 浴場内は，次の方法により，換気，

採光及び照明の装置を設けること。

(ア) 脱衣場には、適当な換気装置を設けるほか、洗い場には、天井に適当な湯気抜き窓を設けること。

(イ)・(ウ) 略

エ～ク 略

ケ ろ過器を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器を設けること。

コ～セ 略

(2) 略

(措置の基準)

第5条 浴場業を営む者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 洗い場、浴槽、貯湯槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。

(3)・(4) 略

(5) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上り用湯（洗い

採光及び照明の装置を設けること。

(ア) 脱衣場及び洗い場には、適当な換気装置等を設けること。

(イ)・(ウ) 略

エ～ク 略

ケ ろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を設置する場合は、ろ過器は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるものであるとともに、ろ過器の前に集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）を設けること。

コ～セ 略

(2) 略

(措置の基準)

第5条 浴場業を営む者は、前条に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 洗い場、浴槽、貯湯槽（原湯（浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）等を貯留する槽（タンク）をいう。以下同じ。）等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。

(3)・(4) 略

(5) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下

場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

(6)・(7) 略

(8) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

(9) 略

(10) 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他の入浴者が見やすい場所に掲示すること。

(11) オーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつて

同じ。)及び上り用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。)並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。

(6)・(7) 略

(8) 集毛器を使用している場合は、定期的に内部の毛髪等を除去して洗浄するとともに、適切に消毒すること。

(9) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラムから1.0ミリグラムまでに保つとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法を使用する場合等にあつては、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上の方法によること。

(10) 略

(11) 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上)規則で定める水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他の入浴者が見やすい場所に掲示すること。

(12) オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽(以下「回収槽」という。)の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これ

は、回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

(12)～(14) 略

(15)～(21) 略

により難しい場合にあつては、オーバーフロー還水管及び回収槽の清掃及び消毒を定期的に行うとともに、回収槽の湯水を塩素系薬剤等により消毒すること。

(13)～(15) 略

(16)貯湯槽、配管等は、清掃が容易にでき、完全に排水ができるなど、生物膜の発生の防止及びその除去ができる構造とするよう努めること。

(17)～(23) 略

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

旅館業における衛生等管理要領及び公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。